

医科点数表等に規定する回数を超えて診療（別に厚生労働大臣が定めるもの）を希望する患者さんへのお知らせ

平成17年10月から「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」等が一部改正され、医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものにかかる療養費について、健康保険の一部負担金とは別に料金をお支払いいただくこととなりましたので、お知らせいたします。

- 1 名称 **医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって
別に厚生 労働大臣が定めるものの利用料**

- 2 対象診療内容、料金（消費税込み）及び算定する基準

	診療内容	料金	算定基準
リハビリ	脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ	1単位につき 2,450円	患者1人につき1月13単位（1単位＝20分）を超えて行った場合
	廃用症候群リハビリテーション料Ⅰ	1単位につき 1,800円	
	運動器リハビリテーション料Ⅰ	1単位につき 1,850円	
	呼吸器リハビリテーション料Ⅰ	1単位につき 1,750円	

- 3 実施するための必要条件

上記の診療を行うためには、患者さんからの実施の申し出により、下記の条件に該当するかを医師が判断し、実施することが必要と認めた場合であって、患者さんから実施についての同意を文書でいただくことが必要となります。

- ・リハビリにあっては、患者の治療に対する意欲を高める必要がある場合

※ご不明な点等ございましたら、総合受付でお尋ねください。

令和6年6月1日
上町いまきいれ病院